⑷　履行期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日まで
⑸　その他
①　本業務は、提出された参加表明書、技術提案書及び見積書（以下「参加表明書等」という。）を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。
②　本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。
③　技術提案書は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便により提出すること。
④　その他については、電子入札留意事項によることとする。

２　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における平成29・30年度競争参加資格の「補償調査」の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。
①　資本関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
イ　親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
ロ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
②　人的関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
イ　一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
ロ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合
【役員の定義】
⑴　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
⑵　取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
⑶　委員会設置会社における執行役又は代表執行役
【管財人の定義】
会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人
③　その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
⑷　業務実施上の条件
①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加希望する法人は、平成19年度以降に完了した以下の業務について、１件以上の実績を有していること。
国、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神及び本州四国連絡をいう。以下同じ。）、高速道路公社（名古屋、広島及び福岡北九州をいう。以下同じ。）、地方自治体又は独立行政法人（以下「起業者」という。）が発注した公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失補償又はこれらに関する業務（以下「補償業務」という。）のうち「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成28年２月１日付け国土用第49号）（以下「運用」という。）記１別紙に記載するいずれかの業務
②　法人に必要とされる資格　「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年９月21日建設省告示第1341号）（「登録規程」という。以下同じ。）別表に掲げる全ての登録部門において登録を受けていること。
③　業務執行体制　本業務の円滑な執行に必要な人員として、予定総括管理員１名、予定主任管理員３名以上、予定専任管理員(a)３名以上、予定専任管理員(b)８名以上、予定専任管理員(c)３名以上、予定管理員９名以上を有していること。
④　予定総括管理員等に必要とされる要件
イ　予定総括管理員については、下記ａ、ｂの要件を全て満たしていること。
ａ　次のいずれかの資格等を有する者であること。
・一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成３年３月28日理事会決定）（「実施規程」という。以下同じ。）第３条に掲げる総合補償部門において同第14条に基づく登録を受けた総合補償士
・実施規程第３条に掲げる総合補償部門以外の７部門全てにおいて同第14条に基づく登録を受けた補償業務管理士であり、かつ、同種業務（※２をいう。以下同じ。）について、指導監督的経験（※１をいう。以下同じ。）を５年以上有する者
ｂ　平成19年度以降に完了した同種業務について、１件以上の実績を有すること。
ロ　予定主任管理員については、下記ａ、ｂの要件を全て満たしていること。
ａ　次のいずれかの経験を有する者であること。
・同種業務について、実務経験（※３をいう。以下同じ。）を７年以上有する者（５年以上の指導監督的経験を含む。）
・同種業務又は類似業務（※４をいう。以下同じ。）について、実務経験を通算20年以上有する者（通算５年以上の指導監督的経験を含む。）
ｂ　平成19年度以降に完了した同種業務について、１件以上の実績を有すること。
ハ　予定専任管理員(a)については、下記ａ、予定専任管理員(b)については、下記ｂ、予定専任管理員(c)については、下記ｃの要件を満たしていること。
ａ　測量法第49条に基づき測量士名簿に登録された測量士であり、かつ、補償業務の実務経験を７年以上有する者
ｂ　建築士法第５条第１項に基づき一級又は二級建築士名簿に登録された建築士であり、かつ、補償業務の実務経験を７年以上有する者
ｃ　実施規程第３条に掲げるいずれかの部門において同第14条に基づく登録を受けた補償業務管理士であり、かつ、補償業務の実務経験を７年以上有する者
ニ　予定管理員については、補償業務の実務経験を２年以上有する者
※１　指導監督的経験　運用記２⑷の定義による経験又は首都高速道路株式会社がそれと同等と認めた経験をいう。
※２　同種業務　起業者が、自ら行う又は発注した運用記１の別紙に定める「総合補償部門」の業務をいう。
※３　実務経験　起業者もしくは民間コンサルタントにおいて補償業務に直接従事していた経験のこと。なお、経験年数は、当該実務経験を通算する。
※４　類似業務　起業者が、自ら行う又は発注した運用記１の別紙に定める「補償関連部門」の業務をいう。

３　技術提案書の評価基準
⑴　技術提案書による評価
①　業務実績
②　予定総括管理員、予定主任管理員、予定専任管理員、予定管理員の業務の実績
③　予定主任管理員、予定管理員の技術者資格
⑵　配置予定管理員等からのヒアリングによる評価
①　ヒアリング対象者
イ　予定総括管理員
②　評価項目
イ　専門技術力の確認
ロ　取組姿勢
ハ　コミュニケーション力